

グループホームなのはな苑ねむのき 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明翠会が行うグループホームなのはな苑ねむのき（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者及び計画作成担当者（以下「介護従事者等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な共同生活介護(グループホーム)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者等は、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームなのはな苑ねむのき
- (2) 所在地 岡崎市合歓木町字上郷間 337-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、計画作成担当者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者の介護サービス計画を作成する。
- (2) 従業者
介護職員 18名（常勤10名、非常勤8名）
介護補助員 1名（非常勤1名）
看護職員 1名（非常勤1名）
計画作成担当者 2名（内1名は管理者と兼務、内1名は介護従事者と兼務）
従業者は、共同生活介護(グループホーム)の提供を行う。

(入所定員)

第5条 共同生活介護(グループホーム)の入居定員は次のとおりとする。

18名（2ユニット）

(共同生活介護(グループホーム)の内容及び利用料等)

第6条 共同生活介護(グループホーム)の内容は次のとおりとし、共同生活介護(グループ

ホーム)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該共同生活介護(グループホーム)が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 入浴(毎日)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練(毎日)
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック(月1回)
 - 2 食材料費は1日当たり1,300円を徴収する。
 - 3 理美容代は、実費を徴収する。
 - 4 おむつ代は、別に定める料金表により徴収する。
 - 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける事とする。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 介護従事者等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 共同生活の規則はグループホームの規則を守り他の迷惑にならないようにする。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(虐待防止)

第8条 高齢者虐待防止法に基づき虐待の防止と発見に努め、発見した場合は速やかに関係機関に通報するものとする。入居者の人権を擁護し、虐待を防止する為に次の取り組みを行う。

- (1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上を図る。
- (2) 職員が、業務上抱える悩みや問題について、相談できる体制・機会をつくる。

(身体拘束)

第9条 入居者に対し身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。ただし、入居者等の生命又は身体に危険がある場合等、緊急やむを得ない場合は次のとおり対応する。

- (1) 緊急やむを得ない場合に該当するのか、身体拘束廃止・虐待防止委員会(又はそれに準ずる会議)で検討を行う。
- (2) 緊急やむを得ないと判断した場合は、その家族へその内容、目的、理由、拘束の時間等を詳細に説明し同意を得た上で行う。
- (3) 拘束の期間は、入居者の日々の心身の状態を観察し、記録を行う。
- (4) 拘束の期間が終了した時やその要件に該当しなくなった場合は速やかに身体拘束廃止・虐待防止委員会(又はそれに準ずる会議)で検討し身体拘束を解除する。

(研修)

第10条 職員の資質向上のため、その研修の機会を次のとおり受けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(守秘義務)

第11条 介護従事者は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。介護従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第12条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

入居者へのサービス提供に関する諸記録を整備し当該ホームのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 介護従事者等は、生活介護(グループホーム)の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、防火管理についての責任者を定め非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(補則)

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人明翠会と当該管理者が協議の上定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年5月1日から実施する
平成30年9月16日から実施する
平成31年3月1日から実施する
令和3年1月1日から実施する
令和6年6月1日から実施する
令和6年12月1日から実施する